

■生駒市景観条例項目（案）

奈良県	生駒市
第1章 総則	第1章 総則
第1条 目的	第1条 目的
第2条 基本理念	第2条 基本理念
第3条 県の責務	第3条 市の責務
第4条 県民の責務	第4条 市民の責務
第5条 事業者の責務	第5条 事業者の責務
第2章 景観計画の策定等	第2章 景観計画の策定等
第6条 景観計画	第6条 景観計画
第7条 策定の手続	第7条 策定の手続
第8条 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続	第8条 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続
	第9条 景観形成基本計画
第3章 行為の規制等	第3章 行為の規制等
第9条 届出を要する行為等	第10条 届出を要する行為等
第10条 届出を要する行為に係る事前の助言	第11条 届出を要する行為に係る事前の助言
第11条 届出があった場合の市町村長の意見	
第12条 勧告の手続等	第12条 勧告の手続等
第13条 特定届出対象行為	第13条 特定届出対象行為
第14条 変更命令等の手続	第14条 変更命令等の手続
第15条 行為の完了の届出	第15条 行為の完了の届出
第16条 景観形成基準に係る配慮義務等	第16条 景観形成基準に係る配慮義務等
第17条 既存の建築物等に対する措置の求め	第17条 既存の建築物等に対する措置の求め
第4章 公共事業に係る景観の形成	第4章 景観重要建造物
第18条	第18条 景観重要建造物の指定
	第19条 景観重要建造物の管理の方法の基準
	第20条 完了等の届出
	第5章 景観重要樹木
	第21条 景観重要樹木の指定
	第22条 景観重要樹木の管理の方法の基準
	第23条 完了等の届出
第5章 良好な景観の形成に関する施策	第6章 良好な景観の形成に関する施策
第19条 景観住民協定	第24条 景観アドバイザー
第20条 奈良県景観資産の登録	第25条 景観への理解を深めるための施策等
第21条 景観への理解を深めるための施策等	
第6章 奈良県景観審議会	第7章 生駒市景観審議会
第22条	第26条
第7章 雑則	第8章 雑則
第23条 景観行政団体である市町村との関係	第27条 その他
第24条 その他	
附 則	附 則